

## 第1 審査会の結論

令和3年12月16日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、令和4年1月4日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定、部分開示決定及び不開示決定について、実施機関が認容する部分を除いて、以下のとおり判断する。

- (1) 別表2及び別表3に掲げる宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第7条第3号に該当するとして不開示とされた部分のうち、別表2の文書7の「区分欄の記号」、別表3の文書26の「評価項目及び質問内容」、「質問項目、番号、項目」及び「主任技術者の氏名又は管理技術者の氏名又は現場代理人の氏名」並びに別表3の文書27から文書29までの「各項目の番号」、「項目名」及び「事業者を表す英数字」については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。
- (2) 別表3に掲げる条例第7条第7号に該当するとして不開示とされた部分について、開示決定時点においては著作物の表紙及びその内容については開示すべきであり、その他の部分については不開示が妥当である。しかしながら、現時点においては不開示事由が消失していると認められるため、改めて開示決定等を行うべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、実施機関に対し、以下の内容について本件請求を行った。

- (1) 国道447号真幸工区（仮称）真幸トンネル工事（1工区）を対象にした工事設計書（当初）（予定価格算定用）の調査基準価格の算定資料等
- (2) 国道447号真幸工区（仮称）真幸トンネル工事（1工区）を対象にした評価点内訳等

また、審査請求人は、本件請求の請求書別紙に、請求する文書の詳細な内容を記載した。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について別表1から別表3までの「処分庁の保有する公文書の名称」欄に掲げる文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、別表1の文書1から文書5までの文書について開示決定（以下「本件処分1」という。）を、別表2の文書6及び文書7について部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を、別表3の文書8から文書29まで及び別表4の文書30から文書34までの文書について不開示決定（以下「本件処分3」といい、本件処分1、本件処分2と合わせて「本件各処分」という。）を行い、通知書により令和4年1月4日付けで請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和4年2月3日に本件各処分を不服として審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

「本件各処分を取り消す」との裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 特定された公文書の名称について

ア 本件各処分に係る通知書の公文書の名称の記載について、公文書開示請求書に記載された内容がそのまま記載されており、特定した公文書の名称を記載していない。また、審査請求人が請求していないとした公文書の名称が記載されていた。

イ 通知書に記載する公文書の名称には、特定された公文書の名称を正確に記入すべきであり、審査請求人が請求していない公文書の名称は、記載すべきではない。

ウ 審査請求人にとって、開示決定等の理由を十分に了知できないため、条例第10条第2項及び宮崎県行政手続条例（平成7年宮崎県条例第29号。以下「手続条例」という。）第8条第1項に照らし、違法である。

##### (2) 条例第7条第1号の該当性について

ア 本件処分3の通知書において、処分庁は著作権の理由により条例第7条第1号に該当するとして不開示にしているが、処分庁は業務契約書に基づき受託者の成果物である当該公文書を自由に公表することができるとともに、著作権法（昭和45年法律第48号）第42条の2の規定により著作物を開示のために利用することは認められていると考える。

イ よって、処分庁が不開示としたアの理由は、著作権法第42条の2の規定に違反しており、違法である。

##### (3) 条例第7条第3号の該当性について

ア 本件処分2及び本件処分3の通知書において、処分庁は、当該法人の生産技術上及び営業上のノウハウに関する情報であり公にすることにより当該法人の財産権及び競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するとして不開示にしているが、「おそれ」は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値するほどの蓋然性が要求されると考える。

イ しかしながら、処分庁の処分はこれが明らかにされていないため、条例第7条公文書の開示義務の規定に違反しており、違法である。

##### (4) 条例第7条第7号の該当性について

ア 本件処分3の通知書において、処分庁は契約が未締結であることから、公にすることにより将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすため、条例第7条第7号に該当するとして不開示にしているが、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものが必要であり、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると考える。

イ しかしながら、処分庁の処分はこれが明らかにされていないため、条例第7条公文書の開示義務の規定に違反しており、違法である。

**(5) 条例第10条第2項の該当性について**

ア 本件処分3の通知書において、「開示請求に係る公文書を保有していないため」と記載されているが、単に当該公文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、当該公文書が存在しない理由についても付記することが求められると考える。

イ このような不開示の理由では、審査請求人にとって、本件の請求が不開示となった理由を十分に了知できないため、条例第10条第2項及び手続条例第8条第1項に照らし、違法である。

**(6) 条例第8条第1項違反の可能性について**

ア 本件処分3の通知書において、特定した公文書の全部を開示しないとされているが、部分開示ができない理由又は全部を不開示とした理由を具体的に明示して通知すべきと考える。

イ 審査請求人は、請求した公文書の一部においては、その全てを開示できるもの又は部分開示することができるものと考えているため、条例第8条第1項の部分開示の規定に違反しており、違法である。

**第4 審査請求に対する実施機関の説明**

実施機関が、弁明書で主張している内容は次のとおりである。

**(1) 特定された公文書の名称について**

ア 公文書開示決定等に係る通知書における公文書の名称の記載方法については、法令上特段の定めがなく、通知書に記載された名称と正確な名称に相違があるとしても、客観的に同一性を判断するに足るものであれば、審査請求人の権利を害するものではない。

イ よって審査請求人が処分の取消しを求める利益はなく、主張は認められない。

**(2) 条例第7条第1号の該当性について**

ア 対象の公文書は、他の団体等が作成した著作物であり、「禁無断転載」との表示もあることから、開示することは著作権法第21条に違反すると判断し、不開示とした。

イ 審査請求人は、著作権法第42条の2の規定により、本件公文書不開示決定は違法である旨主張する。

ウ この点について、審査請求人の主張を認容する。

**(3) 条例第7条第3号の該当性について**

ア 対象の公文書には、入札に参加した民間企業の技術提案の内容が記載されている。

イ これらの情報は、企業独自の技術力、ノウハウ及び創意工夫等が反映されたものであり、当該情報については、発注者側として慎重な取扱いを行う必要があるところ、これらの情報が広く公になれば、当該部分を安易に模倣する者が現れ、当該情報を公にされた企業が競争上の不利益を被り、あるいは財産権を損なう可能性が高まると判断し、当該情報が条例第7条第3号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないとして不開示又は部分開示とした。

ウ よって、審査請求人の主張は認められない。

**(4) 条例第7号第7号の該当性について**

ア 対象となる公文書には、トンネル工事の設計書、単価資料、見積書、積算関係資料、工事関係資料、工事発注資料等の設計図書等が含まれる。

イ また、本件不開示決定は令和4年1月4日付けでなされ、これはトンネル工事の「仮契約」中の決定であり、仮契約は本契約と同程度の契約の拘束力は発生しておらず、本契約と同一とは認められない。

ウ 本件不開示決定を行った仮契約後から本契約までの間に設計図書等を開示すれば、仮に入札手続が中止され、再入札手続を取る場合、当該設計図書等の開示を受けた者に有利に働くなど、再入札の公平・公正性が担保できなくなり、入札や契約の事務に著しい支障が生じることになると判断し、当該情報が条例第7条第7号カに該当するとして不開示とした。

エ よって、審査請求人の主張は認められない。

#### (5) 条例第10条第2項の該当性について

ア 公文書を保有していない場合の理由付記方法について、法令上の特段の定めはないものの、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、保有していない理由を明示すべきと考えられるため、審査請求人の主張を認容する。

#### (6) 条例第8条第1項違反の可能性について

ア 審査請求人が主張する全部開示又は部分開示できる公文書は特定されておらず、また、知事が不開示又は部分開示とした理由は第4の(2)から(5)までに示すとおりであるため、審査請求人が処分の取消しを求める利益はなく、主張は認められない。

### 第5 審査請求人の反論書による反論

審査請求人が反論書で主張する内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 特定された公文書の名称について

ア 対象公文書の正確な特定は、県民の知る権利を尊重し、県民の県政に対する理解と信頼を深めることに資するものであると考える。

#### (2) 条例第7条第7号の該当性について

ア 再入札手続は、発注者自身が案件の公平・公正性を担保し、再公告されているのが通常である。

イ 処分庁の弁明は実態に即していない点と、違算が発覚して契約解除した事例等もあることから、仮契約中であっても設計図書等は公開し公平・公正性を担保すべきと考える。

ウ さらに、審査請求人は本契約後の令和4年4月1日付けで本件請求と同一の内容で公文書開示請求を行い、処分庁は令和4年5月18日付けで開示決定等を行ったが、処分庁は本件と同様に条例第7条第7号カに該当するものとして不開示とする処分は行っていない。

エ 処分庁は、仮契約中と本契約後の違いにより、その処分に違いがある点についての弁明が必要であると考ええる。

#### (3) 条例第10条第2項の該当性について

ア 受領の有無についての弁明や、受領した後に保存期間が満了し廃棄又は亡失したのかの弁明が必要であると考ええる。

#### (4) 条例第8条第1項違反の可能性について

ア 処分庁が法令秘情報、法人情報及び事務事業情報に該当するとして不開示にした公文書について、全部開示又は部分開示できる文書と考える。

イ 開示請求に係る公文書について、その全てを開示しないとした公文書について、根拠及び理由の弁明が必要であると考ええる。

ウ また、「部分開示ができるかどうか等の検討を行ったのか否か」の弁明、「検討結果の内容」の弁明が不足していると考える。

## 第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和4年 9月26日	諮問を受けた。
令和4年10月28日	諮問の審議を行った。
令和5年 1月26日	諮問の審議を行った。
令和5年 3月17日	諮問の審議を行った。
令和5年 8月22日	諮問の審議を行った。

## 第7 審査会の判断理由等

当審査会は、本件各処分条例第7条第3号、第7条第7号及び第8条第1項の妥当性については、インカメラ審査（処分庁の行った開示・不開示の判断の妥当性について迅速かつ適正に判断するために、審査会の委員が当該決定に係る公文書を実際に見分して審査を行うこと。）により調査し、及び審議した結果を踏まえ、以下のように判断する。

なお、実施機関が既に弁明書で審査請求人の主張について認容とした本件各処分条例第7条第1号及び条例第10条第2項の該当性については争いがないことから、審査会では判断しない。

### 1 特定された公文書の名称について

審査請求人は、本件各処分の通知書に記載された公文書の名称には、特定された公文書の名称を正確に記入すべきであり、あわせて審査請求人が請求していない公文書の名称は記載されるべきではない旨主張する。

実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示することを決定したときは、開示請求者に対し、知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年宮崎県規則第43号。以下「開示等に関する規則」という。）第4条第1項の規定により、公文書開示決定通知書（様式第4号）により通知することになる。また、公文書の一部を開示することを決定したときは、開示請求者に対し、同条同項の規定により、公文書部分開示決定通知書（様式第5号）により通知することとなる。これらの通知書の「1 公文書の名称」欄の記載方法は、宮崎県公文書開示事務取扱要綱（以下「要綱」という。）において、「特定した公文書の名称を正確に記載する。請求書の「請求する公文書の名称又は内容」欄に記載されたものをそのまま記載するものではないことに留意する。」とされている。

本件各処分の通知書の「1 公文書の名称（又は内容）」欄には、本件請求に係

る開示請求書の「1 請求する公文書の名称又は内容」欄に記載された文書の名称をそのまま転記したものであることが認められ、さらに、審査請求人が請求していないとした公文書の名称も記載されていた。

当審査会の審議において、審査請求人が請求した文書と実施機関が特定した公文書を比較して確認した結果、本件請求文書と特定された文書の内容は一致していたため、実施機関による本件公文書の特定に不備があるとはいえない。

ただし、本件各処分「1 公文書の名称（又は内容）」欄の記載について、特定された公文書の名称が通知書に記載されなかったこと及び審査請求人が請求していない公文書の名称が記載されていたことは、要綱の定めにもとづいておらず、正確ではなく不適正な事務処理だったと言わざるを得ない。

## 2 条例第7条第3号の該当性について

審査請求人は不開示情報のうち、当該法人の財産権及び競争上の地位を害するおそれについて、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値するほどの蓋然性が要求される旨主張する。

条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するおそれがある情報は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件公文書の本号該当性について、以下検討する。

### (1) 別表2の文書7について

文書7の内容について、当審査会で確認したところ、実施機関が不開示とした「区分欄の記号」は、報告書の作成団体が、品目を識別するために使用する独自記号であり、公になったとしてもその部分のみでは特定の事業者等の財産権及び競争上の地位を害するおそれのある情報ではないことから、開示すべきである。

### (2) 別表3の文書26について

文書26の内容について、当審査会で確認したところ、

ア 「施工経験」、「上記工事で工夫した点」、「上記工事の問題点・対処方法」に対する事業者ごとの回答は、類似事業等で蓄積された事業者ごとの独自の知見、技術を元に回答していると言え、質問に対する回答内容及び概算金額についても同様に独自の知見、技術を元に回答していると言える。

イ 実施機関が追加で質問している内容は、事業者の回答を前提としたものであり、一律的なものではない。

ウ 「施工の確実性」は、ヒアリングの結果、実施機関が確実に工事を施工できるか判断したものである。

以上のことから、これらの情報が公になると、類似の工事に入札参加する際、評価の高かった事業者のノウハウを模倣する等の行為が行われることは否定できず、特定の事業者のノウハウ等が流出し、当該事業者の財産権及び競争上の地位を害するおそれがあると判断できる。

一方で、

エ 「評価項目及び質問内容」は、法人のノウハウ等ではないため、不開示情報に当たらない。

オ 「質問事項、番号、項目」は、入札公告の内容として公表している。

カ 「主任技術者の氏名又は監理技術者の氏名」は、建設業法（昭和24年法律

第100号)第40条及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第25条の規定により、公衆の閲覧に供されており、また、「現場代理人の氏名」は工事現場に掲示されていることから公表情報である。

これにより、アからウまでについては条例第7条第3号に該当し不開示となるが、エからカまでについては該当するとは認められないため開示すべきである。

(3) 別表3の文書27から文書29までについて

文書27から文書29までの内容について、当審査会で確認したところ、

ア 「評価区分」は、当該事業者の技術提案に対し、実施機関が評価したか否かわかり、「評価」は技術提案に対する評価点数及び合計点数がわかる。

イ 「技術提案内容」は、事業者ごとの独自の知見、技術を元に回答していると言える。

以上のことから、これらの情報が公になると、類似の工事に入札参加する際、評価の高かった事業者のノウハウを模倣する等の行為が行われることは否定できず、特定の事業者のノウハウ等が流出し、当該事業者の財産権及び競争上の地位を害するおそれがあると判断できる。

一方で、

ウ 「各項目の番号」、「項目名」及び「事業者を表す英数字」は、不開示情報に当たらない。

これにより、ア及びイについては条例第7条第3号に該当し不開示となるが、ウについては該当しないため、開示すべきである。

### 3 条例第7条第7号の該当性について

審査請求人は不開示情報のうち、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものについて、「支障」の程度については名目的なものでは足りず、実質的なものが必要であり、法的保護に値するほどの蓋然性が要求される旨主張する。

条例第7条第7号は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化して、それぞれ不開示とする情報の要件を定めたものである。本号に該当する情報を開示すれば、特定の者に利益を与え、又は県民全体の利益を確保しようとする行政の目的を損なうなど、結局は県民全体の利益に重大な損失をもたらすと考えられるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。

本号は、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」を不開示とする規定である。

この考え方に基づき、本件公文書の本号該当性について、以下検討する。

条例第7条第7号に該当するとして不開示となった文書(別表3の文書8及び文書9、同表の文書12から文書22まで並びに同表の文書27から文書29まで)は、実施機関が工事を実施するに当たり、工事費用を積算するための資料であり、その内容は工事の設計書、各種単価資料、見積書等が含まれる。

このうち各種単価資料については参考にした資料として著作物が含まれており、当該部分の表紙及びその内容については著作権法の規定により開示するために利用することは認められているため、開示すべきである。

また、実施機関は、本件各処分決定時点では、本件対象工事は仮契約にとどまっておらず、本契約と同程度の契約の拘束力は発生しておらず、本契約と同一とは認められないと主張する。また、仮に再入札手続をする際、当該設計図書等の開示を受

けた者に有利に働くなど、再入札の公平・公正性が担保できなくなり、知事が行う入札や契約の事務に著しい支障が生じることになる旨主張している。

仮契約後であっても本契約前にこれらを開示し、その情報が特定の入札参加希望者の知るところとなった場合、再入札手続の際に、適正な見積を行わないなど、公平・公正性が担保できなくなり、県が行う入札や契約の事務に著しい支障が生じることになると認められる。

しかしながら、不服申立ての審査においては、原処分時点の法令や事実に基づいて当該処分の妥当性を判断することを原則とするものの、時の経過等により明らかな事情の変更があり、不開示情報に該当する事由が消失した場合、その変化も含めて判断することが相当である。

本件対象工事は既に本契約が行われ、開示することによる本件入札事務又は他の同種同類の工事内容で公告された案件の入札に支障が生ずると認められる事情はないことから、現時点においては本件公文書について改めて開示決定等を行うべきである。

よって、本件各処分決定時は各種単価資料について当該部分の表紙及び著作物については開示すべきであり、その他の部分については不開示相当であったものの、現時点においては改めて開示決定等すべきである。

#### 4 条例第8条第1項違反の可能性について

審査請求人は、不開示とされた公文書に全部開示又は部分開示が含まれると考えことから、条例第8条第1項に違反する旨主張する。

条例第8条第1項は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報（条例第7条各号）が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を定めたものである。

上記2及び3で述べたとおり、本件各処分において開示できる部分もあるため、条例第8条第1項に違反していると判断する。

#### 5 上記以外の主張に対する判断

審査請求人は、その他反論書等において種々主張しているが、本件公文書の不開示情報該当性については、上記2から4までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第8 付言

当審査会は、本件各処分の通知書における公文書の名称欄の記載について、以下のとおり付言する。

公文書開示決定等の通知書に係る公文書の名称の記載方法については、要綱において、「特定した公文書の名称を正確に記載する。請求書の『請求する公文書の名称又は内容』欄に記載されたものをそのまま記載するものではないことに留意する。」と定められており、本件各処分の通知書の記載は不適切である。

これについては、今後適切に運用するよう要望するものである。

別表1 本件開示決定

	処分庁の保有する公文書の名称
文書1	施工体制評価型総合評価落札方式に関する評価調書一式
文書2	技術提案等審査結果通知／写し 審査結果通知
文書3	令和3年度実施設計書（当初）
文書4	特記仕様書
文書5	実施設計図（参考図）工事工程表

別表2 本件部分開示決定

	処分庁の保有する公文書の名称	不開示理由
文書6	建材資材価格の特別調査	第7条第2号
文書7	調査報告書	第7条第2号 第7条第3号

別表3 本件不開示決定（第7条関連）

	処分庁の保有する公文書の名称	不開示理由
文書8	令和3年度地域連携推進事業(国道) 第2-2-1号 国道447号真幸工区（仮称） 真幸トンネル工事（1工区） 数量計算書	第7条第7号
文書9	令和3年度実施設計書（当初）	第7条第7号
文書10	令和3年度地域連携推進事業（国道） 第2-2-1号 国道447号真幸工区（仮称） 真幸トンネル工事（1工区） 土木工事標準積算基準書	第7条第1号
文書11	令和3年度地域連携推進事業（国道） 第2-2-1号 国道447号真幸工区（仮称） 真幸トンネル工事（1工区） NATM積算資料	第7条第1号
文書12	令和3年度地域連携推進事業（国道） 第2-2-1号 国道447号真幸工区（仮称） 真幸トンネル工事（1工区） 各種単価資料	第7条第7号
文書13	令和3年度地域連携推進事業（国道） 第2-2-1号 国道447号真幸工区（仮称） 真幸トンネル工事（1工区） 見積書	第7条第7号
文書14	令和3年度地域連携推進事業（国道） 第2-2-1号 国道447号真幸工区（仮称） 真幸トンネル工事（1工区） 工程・仮設備関係資料	第7条第7号
文書15	令和3年度地域連携推進事業（国道） 第2-2-1号 国道447号真幸工区（仮称） 真幸トンネル工事（1工区） 各種単価資料中の「九州電力単価」	第7条第7号
文書16	令和2年度 連携地方 第2-2-0号 国道447号真幸工区 トンネル工事発注資料作成業務 報告書	第7条第7号
文書17	令和2年度 連携地方 第2-2-0号 国道447号真幸工区 トンネル工事発注資料作成業務 報告書 4	第7条第7号
文書18	令和2年度 連携地方 第2-2-0号 国道447号真幸工区 トンネル工事発注資料作成業務 報告書 4-6	第7条第7号

文書19	令和2年度 連携地方 第2-2-0号 国道447号真幸工区 トンネル工事発注資料作成業務 報告書 3-5	第7条第7号
文書20	令和2年度 連携地方 第2-2-0号 国道447号真幸工区 トンネル工事発注資料作成業務 報告書 3-2	第7条第7号
文書21	令和2年度 連携地方 第2-2-0号 国道447号真幸工区 トンネル工事発注資料作成業務 報告書 3-1	第7条第7号
文書22	令和2年度 連携地方 第2-2-0号 国道447号真幸工区 トンネル工事発注資料作成業務 報告書 3-6	第7条第7号
文書23	別記様式2-5号(第12号関係)	第7条第3号
文書24	別記様式2-6号(第12号関係)	第7条第3号
文書25	別記様式2-7号(第12号関係)	第7条第3号
文書26	配置予定技術者のヒアリング評価基準(ヒアリング用メモ)	第7条第3号
文書27	工事目的物の性能・機能に関する事項	第7条第3号 第7条第7号
文書28	社会的要請に関する事項様式G-1	第7条第3号 第7条第7号
文書29	施工上配慮すべき事項様式G-1	第7条第3号 第7条第7号

別表4 本件不開示決定(未保有)

	開示請求書に記載された公文書の名称	不開示理由
文書30	「工事設計書」の構成書類の一部	第10条第2項
文書31	「金入り設計書」の構成書類の一部	第10条第2項
文書32	「積算根拠書類」の構成書類の一部	第10条第2項
文書33	評価点内訳一式	第10条第2項
文書34	評価点内訳(一時選抜)一式	第10条第2項